旭日小綬章を授ける
赤津　安正　古田　信助
旭日双光章を授ける（各通）
岡　弘一　田北　由宣
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十八日）
石川　利吉　高田　勇
椿　俊夫　中沢　久夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
安藤　學　大西　隆正　更谷　光雄
高橋　俊次　中塚　忠之　水元紀久重
安田　修
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十六日）
浅倉　文夫　石川武之進　木村禮壽郎
坂田　憲一　高島　正樹　武久　節
中村　順一　仲本　盛義　林　敬忠
播磨　國男　守田　孝樹　吉川　雅視
瑞宝双光章を授ける（各通）（三月二十七日）
高橋太治三
瑞宝小綬章を授ける
飯塚　正子　大井　兼雄　佐々木　允
鈴木　圭也　中尾　一眞　中込　和規
瑞宝双光章を授ける（各通）
朝鵜　豊　岡田　司郎
尾島　秀典　盛　秀文
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十八日）
（室蘭工業大学名誉教授）　保志　賢介
瑞宝小綬章を授ける
藤川　智由　本薗　庄平
瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部補）　伊藤　朋彦
坂本　秀治　橋本　茂夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十九日）
（北海道大学名誉教授）　吉野　悦雄
瑞宝中綬章を授ける
（鹿児島大学名誉教授）　今井　健彦
瑞宝小綬章を授ける
池田　昭年　杉本　謹三
瑞宝双光章を授ける（各通）
竹市　秀喜
瑞宝単光章を授ける（以上三月三十日）
中田　毅
瑞宝双光章を授ける（三月三十一日）
青木　満　市川　光男　小笠原　修
高橋　豊　柳樂　治央
瑞宝双光章を授ける（各通）（四月一日）
樋口惠二郎　戸田　裕巳
（和歌山大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける
石田　洋一　奥山　恒敏　西永　隆夫
松本　鼎　渡邊　政雄
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上四月二日）

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の福島県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　六月九日
皇居（正門）御出門
東京駅御発
郡山駅御着
福島県立郡山萌世高等学校
東日本高速道路株式会社東北支社小野料金所
福島県復興公営住宅北好間団地
お泊所　スパリゾートハワイアンズ

第二日　六月十日
東日本高速道路株式会社東北支社広野料金所
南相馬市小高生涯学習センター浮舟文化会館
雫集落センター
南相馬市原町区雫地内海岸防災林整備地（第六十九回全国植樹祭会場）
雫集落センター
お泊所　ホテル飛天

第三日　六月十一日
相馬市東日本大震災慰霊碑（原釜地区）
相馬市水産業共同利用施設（相馬原釜地方卸売市場）
相馬市役所
国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所霊山防災ステーション
福島市古関裕而記念館
福島駅御発
東京駅御着
還幸啓

天候不良等の場合
第二日六月十日第六十九回全国植樹祭会場が南相馬市スポーツセンターに変更になる場合は、同日の御日程を次のとおり一部変更する。
南相馬市小高生涯学習センター浮舟文化会館まで当初の第二日の御日程と同じ。
南相馬市スポーツセンター（第六十九回全国植樹祭荒天会場）
お泊所　ホテル飛天

官庁報告

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成三十年四月二十六日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定に基づき公告する。

平成三十年五月十日

国土交通大臣　石井　啓一

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
袖ケ浦市	蔵波地区地図訂正及び地積更正登記委託　地図及び調査簿	千葉県袖ケ浦市蔵波字百々目木の一部
沼津市	千本地区　地籍整備推進調査分筆登記業務委託事業　地図及び調査簿	静岡県沼津市本字千本郷林の一部及び同市常盤町三丁目の一部
向日市	京都府向日市寺戸町芝山他地区確定測量図及び調査簿	京都府向日市寺戸町芝山他地区
門真市	門真市三ツ島６丁目確定測量図及び調査簿	大阪府門真市三ツ島６丁目の一部
中部地方整備局豊橋河川事務所	一級河川豊川河川改修工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	愛知県豊橋市牛川町及び下条西町地内

公告

諸事項

工場財団

大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑9212番の１ＪＥＮ**玖珠ウインドファーム株式会社**の工場財団に大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑字籠山8253番４、8254番２、字大崩8258番２、8259番４、字矢野嶽8261番14、8262番５、8261番３、8261番７、字大崩8259番３、字矢野嶽8261番12、8261番４、字籠山8253番３、字大崩8259番７、8256番３、8259番６、字無田草9212番６ＪＥＮ玖珠ウインドファームの機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年5月10日

大分地方法務局日田支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年5月10日

関東地方整備局長　泊　宏

１　処分をした年月日　平成30年４月10日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社松家住宅北関東　渡沼　徹也　茨城県つくば市高野台２－３－６　国土交通大臣許可（特－28）第24275号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成30年３月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。